

くらしの安心情報

情報ファイル NO.246

令和5年1月10日

スマホの「1日3万円」との副業広告を見て登録したら、情報商材の購入や高額なサポートプランなどを勧められ不安になってきた…。

相談内容

【相談者 20代 女性】

スマホで「1日3万円。簡単に稼げる」との副業サイトの広告を見て、氏名や電話番号等を伝え、登録したところ、まずはガイドブック(情報商材)の購入が必要と言われ約2万円をカード決済しました。その後、担当者から電話があり、収入アップのための高額なサポートプランを勧められ、「お金がない」と伝えると消費者金融での借入を指示され、言われるまま借入の申込みをしましたが、本当に儲かるのか不安になってきました…。

対処方法

「簡単な作業をするだけで1日数万円稼げる」などのインターネットやSNSの広告等をきっかけとした副業に関するトラブルの相談が、10～20歳代の若者から寄せられています。

相談者には、情報商材は契約前に中身を確認することができず、簡単に利益は得られないこと、借金の返済だけが残る場合が多いことを説明し、早急に消費者金融に申込みのキャンセルを申し出ること、サイト業者にサポートプランについて電話勧誘販売によるクーリング・オフ 通知を送付するよう助言しました。

特定の取引について、契約書面を受取った日から一定期間(電話勧誘販売は8日間)は消費者から無条件で解約できる制度

「簡単に稼げる」「確実に儲かる」「すぐに元が取れる」などのインターネットやSNSの広告、投稿等はうのみにしないようにしましょう。

高額な契約を勧誘されたり、業者から儲かることばかり強調され、内容や仕組みが理解できなかったり、説明に納得できない場合には、契約しないでください。

借金やクレジットカードでの高額決済をしてまで契約をしないでください。

令和4年4月から成年年齢引下げにより、18歳・19歳の若者は「未成年者取消権」が使えなくなりました。トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。

不安に思ったり、トラブルになった場合には、一人で悩まないで、早目に市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)

本当に儲かるのかなあ？
だんだん不安になってきた…



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890